

最高裁秘書第2714号

平成30年6月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

( 理由説明書の写しについて (送付)

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第18号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年6月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

6月26日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象となる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

裁判書の表示ハンドブック（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、司法行政事務にして作成し、又は取得した文書である。

イ 本件開示申出文書に記載されているのは、最高裁判所の裁判書で用いられ

る具体的な表示の方法であって、同文書は、専ら裁判書の作成のために利用される文書である。よって、同文書は、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらないことから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

ウ、したがって、原判断は相当である。